

はやぶさ

Hayabusa



Sagamihara
Corporation Association's
magazine

2020.11

相模原法人会広報誌

No.228 隔月刊



INDEX

会活..... 2

法人会を支えるひと..... 3
株式会社K・A・S・H
代表取締役 安西登さん

ハイライト..... 4
令和3年度税制改正に関する提言

活動フラッシュ..... 9
令和2年7月～9月

税務署からのお知らせ..... 10
地方法人税の税率の改正
年末調整手続きを電子化しませんか?

はやぶさ太郎の見てある記..... 12
株式会社東鈴紙器

相模原法人会からのお知らせ..... 14
社会貢献事業活動にご協力お願いします
新会員紹介

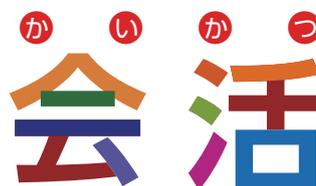
読者プレゼント..... 15
ダンボール家具「学習デスク」
提供：株式会社東鈴紙器

[表紙] 相模原の風景

『赤とんぼ』

子供の頃、人さし指を高く差出し「とんぼ、とんぼこの指止まれ」とよく遊んだものでした。暑さも峠を越え、赤とんぼが群れをなし飛んでいる姿を見て、冬が近づいて来たなと感じるこの頃です。

撮影地／緑区根小屋 撮影／松田廣司



～法人会の活動予定～

★印 ご案内・お申込書が同封されています。



9日(月)	生活習慣病健診	【ホテルラポール千寿閣】
	新設法人説明会	【相模原法人会館】
11日(水)	生活習慣病健診	【相模原市産業会館】
12日(木)	生活習慣病健診	【相模原市産業会館】
20日(金)	生活習慣病健診	【ホテルラポール千寿閣】
	理事会	【相模原法人会館】
24日(火)	生活習慣病健診	【相模原市産業会館】
25日(水)	生活習慣病健診	【相模原市産業会館】
	決算法人説明会	【相模原法人会館】
26日(木)	生活習慣病健診	【相模原市産業会館】
27日(金)	★法律相談	【相模原法人会館】



2日(水)	★e-Tax実務研修会	【相模原法人会館】
8日(火)	★労務相談	【相模原法人会館】
	税務相談	【相模原法人会館】
11日(金)	決算法人説明会	【相模原法人会館】



※会場の密閉・密集・密接を回避、手指消毒の実施、マスクの着用等、感染症防止対策を十分に講じて研修会を開催することと致しました。

※令和2年度の会員大会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止とさせていただきます。

※延期または中止になる等変更になる場合がございますので、最新情報はHPをご確認ください。

法人会を支える

ひと

自然体の姿勢で 「お客様第一」を実行

●相模原矢部地区

株式会社K・A・S・H
代表取締役 安西 登さん

株式会社K・A・S・Hは、中央区中央に本拠をおく保険代理店で、生命保険、損害保険の販売を中心とした保険サービスを扱っています。代表取締役の安西登さんは、高校卒業後、県内の農業協同組合で7年間勤務し、共済保険の販売に携わりました。

やがて販売目標に向けて自ら支店を引っ張る立場になります。当時は、週に一度、夜間にお客様訪問をする慣習がある中で、昼間に訪問の方が効率的ではないかと考えて実行してみました。「ご家庭で財布の紐を握っているのは主婦の方。昼間に行けば、お会いして共済保険のお話もできます」。その結果、そこで話が進むと100%契約が成立したそうです。

こうして培った保険販売のノウハウを活かし、民間企業での経験を経て、平成20年に今の会社を立ち上げました。人材開発分野のキーワード「Knowledge(知識)、Attitude(姿勢)、Skills(スキル)、Habit(習慣)」の頭文字に由来した社名に、安西さんの心意気が見られます。販売する上でのモットーは「お客様第一」。つまり「お客様から丁寧に情報を聞き取って、望むものができるだけ合うようにプランニングする」こと。最近では、ほとんどの仕事はこれまでの繋がりを受けていることが多く、お客様に満足してもらっている証だと実感しています。

その繋がりを支えているのは信頼関係の輪。例えば、懇意にしている社長さんがいて、別の人から「あの社長が可愛がっているんだから間違いない」と言ってもらえることもあるそう。安価なネット保険販売が増える中、客離れが少ないことにも信頼を築け

ていることを実感しているそうです。

普段の営業では、ネット販売と違って、直接お客様のところへ行って顔を合わせて話をし、保険事故が発生すれば、痒いところに手が届くようなアフターケアを心がけています。日く「当事者がいちばん辛い時、どれだけ精神面で苦痛を少なくしてあげられるかが大切です」。こうした姿勢が多くの取引先から信頼を得ているのでしょう。

法人会には、10年ほど前に、会員に誘われたのがきっかけで加入しました。現在、積極的に活動に参加していて「中央北支部では、長野の佐久にリンゴの木を持っていて、秋にリンゴ狩りに行くんですよ」と行事を楽しみにしています。

一方、組織委員会にも名を連ね「委員会で出向していると会長、副会長、理事といった方達とお話をさせてもらえて、新たに交流の輪ができる良さがあります」と話します。

「座右の銘のような大げさなものはありませんが、正直に生きていればいいと思います。背伸びしたってしょうがありません。ポロが出ますからね(笑)」とのこと。また、これからの会社については「何事もなく平穏無事に行ければいいです」チャレンジしたいことについては「健康ですね。別に長生きしたいわけではないですが(笑)」と、こちらも肩肘張らずに語ります。

正直で飾らない性格、自然体でいる姿勢が、お客様に寄り添うことが大切な保険というお仕事を支えています。

令和3年度 税制改正に関する提言

全国の440ある法人会の令和3年度の税制改正要望をとりまとめ、9月24日の全法連理事会におきまして、「令和3年度税制改正に関する提言」が決議されました。この提言事項につきましては、その実現に向けて、地元の国会議員並びに地方自治体に対し、提言活動を実施します。

公益財団法人全国法人会総連合

《基本的な課題》

I 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革は、一時棚上げ状態となった。新型コロナウイルス感染症(以下コロナという)の大流行という非常事態への対応を最優先しなければならなかったからである。この結果、今年度の国債新規発行額は当初予算の32.6兆円に一次、二次の補正予算で57.6兆円が追加され90.2兆円に上っている。

すでに、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を越し国内総生産(GDP)の2倍と、先進国の中で突出して悪化している。歴代政権の多くが社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランスを放置し、平時でさえも財政健全化を怠ってきた結果である。

そこに今回のコロナ対策による多額な債務が上乗せされるわけである。いくら用途が国民生活支援と中小企業をはじめとした企業の収入補填などの危機対応策が不可欠だったとはいえ、財政規律は完全にタガが外れた状態と言わざるをえない。このままでは財政破綻が現実のものとなろう。返すがえすも財政健全化に対するこれまでの政治の怠慢が悔やまれる。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルス感染症への対応と財政健全化

コロナは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

また、コロナ対応で先進各国に比べて遅れが目立ったデジタル化も早急に推進せねばならない。例えば金融や医療、勤務形態などだが、これらは生産性向上に資する分野でもあり、思い切った規制緩和や意識改革が必要になろう。

一方で、すでに指摘したように国債発行額は途方もない金額に上り、今年度一般会計予算は2次補正後で歳出が160兆円を超えた。また、地方を合わせたプライマリーバランス赤字はGDP比12.8%の67.5兆円と昨年度の赤字14.5兆円、GDP比2.6%から急激に悪化した。

本年7月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」によると、今後の見通しも極めて厳しい。政府が財政健全化目標としていた2025年度のプライマリーバランス黒字化に向けた2021年度の間目標「プライマリーバランス赤字対GDP比1.5%程度」などはクリア不可能となった。

2025年度の黒字化目標についても、成長実現ケースで7.3兆円、対GDP比1.1%の赤字が残り、黒字化は2029年度へと大きく後退するとみている。しかも、この試算は名目経済成長率を3%台と民間予測を大幅に上回る甘い経済前提から導いた数字なのである。

しかし、2025年度プライマリーバランス黒字化の目標を簡単に放棄してはならない。試算は今後我が国が取り組まねばならない本格的な税財政改革を想定したものではないし、コロナ対策で追加発行された多額の国債の影響を直接的に受けるわけでもない。なぜなら、プライマリーバランスは財政収支や債務残高対GDP比などの指標と違って国債に関する収支を除外して計算する単年度収支だからである。

我が国は2022年度から団塊の世代の先頭が75歳の後期高齢者に入り始め、社会保障給付の急膨張が見込まれている。本来なら、「社会保障と税の一体改革」で予定された消費税率引き上げ時期などを先送りせず、早期にプライマリーバランス黒字化を達成しておかねばならなかったのである。

コロナ禍というまったく予期せぬ事態に襲われたとはいえ、ドイツなど先進国の多くはそれによって生じた政府債務の負担のあり方について議論に入っている。財政悪化が際立つ我が国がそこから逃げることは許されまい。コロナが落ち着いたなら、すぐに本格的な税財政改革に乗り出せるよう準備をすることである。

(1) コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡

便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

- (2) コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進んでいる。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円(2020年度現在は約127兆円)に達する見込みである。また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

この問題は財政と表裏一体をなす最も大きな課題といえる。社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

今国会では年金改革法が成立し、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方等が見直された。しかし、こうした措置では極めて不十分であり、コロナ収束後は大胆に医療、介護分野の改革に切り込んでいくべきだろう。

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタ

ル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

昨年の消費税率の引き上げに続き、コロナの感染拡大など、国民の生活に過重な負担がかかっている。今般の国会議員の歳費2割削減は国民への配慮とされたが、この程度では極めて不十分であり小手先のパフォーマンスとの誹りは免れまい。地方議員も国会議員以上の報酬削減が求められる。

コロナ対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般のコロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカー

ドの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながろう。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要課題である。たとえばデジタル化によって世帯収入などさまざまなデータが迅速に収集できれば、社会保障や税の新たな制度設計などに役立つからだが、それには広範な国民的議論も必要となろう。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

そうした中で、中小企業はコロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事

業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

コロナの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般のコロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中でコロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

5. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本の見直し

令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度

は評価替えの年度となるが、今般のコロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-Tax)の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAx)とのシステム連携を図る必要がある。

III 地方のあり方

一般のコロナ拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。この理念と手法は地方創生戦略にも通底する。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化にはつながらないからである。

こうした視点に立って、近年、そのあり方が問われている「ふるさと納税制度」をみてみよう。今般の制度改正では過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体を制度の対象外にすることができるように見直しが行われた。これを不服とした一部自治体が国に対する訴訟で勝訴したが、争点はあくまで制度の運用についてであり、制度そのものではなかったことに留意すべきであろう。

そもそも、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、本来の趣旨に沿ったさらなる見直しが必要である。

また、コロナ対策の財源をめぐる議論では、地方の財源不足のみが強調されがちだが、財政的には国の方がはるかに悪化している事実を忘れてはならない。緊急時である現在は国の支援が欠かせないにしても、今後の税財政改革には感情的ではない冷静かつ客観的な議論が必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要

がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

活動フラッシュ

2020年 7月▶ 9月

駅の花植え 8/22(土)

上溝支部



内容／花植え
場所／JR相模線 原当麻駅

地域美化運動の実施 9/29(火)

中央北支部



内容／有志が集まりゴミ拾いを実施
場所／西門周辺

みんな今何してる!?ウィズコロナ緊急座談会 7/21(火)

青年部会



内容／補助金、助成金についてのガイダンス ①もらった給付金の使い方 ②コロナが及ぼした仕事への影響と対策 ③これから始めようとしている事業について
場所／相模原法人会館

相模原市青年団体との情報交換会 8/18(火)

青年部会



内容／①コロナ禍での活動状況報告 ②出来たことに関して、どんな議論になったか ③今後の活動の方向性 ④今後の目玉事業 ⑤この先、相模原をどうして行くか
場所／相模原法人会館

税務研修会と健康講座 9/4(金)

女性部会



第1部／「令和2年度 税制改正について」 講師／相模原税務署担当官
第2部／薬に頼らない人生を！ 講師／薬剤師 小林 位郁子 氏
場所／相模原法人会館

源泉所得税研修会 9/11(金)

税制委員会



内容／特殊な給与に係る税務・年末調整の実務
講師／相模原税務署源泉担当官
場所／相模原法人会館

地方法人税の税率の改正のお知らせ

平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)」により、地方法人税の税率が改正されました。改正後の税率については、同年11月28日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第85号)」により、令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度から適用することとされました。

改正の概要

地方法人課税の偏在是正のため、法人住民税法人税割の税率を5.9%引き下げる(都道府県分を3.2%から1%の2.2%、市町村分を9.7%から6%の3.7%、それぞれ引き下げる)とともに、地方法人税の税率を5.9%(引下げ分相当)引き上げることとされました。

改正前後の地方法人税の税率

課税事業年度	地方法人税の税率
令和元年10月1日前に開始した課税事業年度	4.4%
令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度	10.3%

確定申告について

地方法人税確定申告書については、法人税確定申告書と一つの様式にしていますので、法人税申告書別表一から別表一の三までの各様式を使用してください。

なお、平成31年4月1日以後終了課税事業年度分の申告書様式は、改正前後に対応させるために「4.4%」と「10.3%」の両方の税率を記載していますので、使用する税率にご注意下さい。

令和2年10月から

年末調整手続を電子化しませんか？

～令和2年9月

年末調整で使用する書類のうち、保険料控除証明書等は、保険会社等から従業員に交付された書面（ハガキ等）で給与の支払者に提出していました。



令和2年10月～

保険料控除証明書等について、保険会社等から従業員に交付された電子的控除証明書等（データ）で給与の支払者に提出することが可能となりました。



どういうこと？

従業員が行う控除申告書の作成から給与担当者への提出、給与担当者が行う年税額の計算まで全てをデータによる処理が可能となり、年末調整手続が簡便化されます^(※)。

メリットがたくさんあるのね！

従業員のメリット

- ・ 保険会社等から交付される書面（ハガキ等）の内容を、控除申告書に転記する必要がなくなります。
- ・ 控除額が自動計算されるため、手計算する必要がなくなります。

給与担当者のメリット

- ・ 従業員がデータを利用して控除申告書を作成するため、記載誤りがなくなることから、従業員への問合せ事務が削減されます。
- ・ 控除額が自動計算されるため検算が不要となり、給与システム等への入力事務を自動化できます。
- ・ 控除申告書等（書面）の保管が不要になります。

※ 従業員から提供された控除申告書等データを活用するためには、現在ご利用の給与システム等の改修が必要となります。

従業員が控除申告書データを作成するためのソフトウェアを国税庁から無料で提供します。

年末調整手続の電子化への準備

- 給与の支払者が所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。
- 保険料控除証明書等のデータは、従業員がマイナポータルを利用するか、保険会社等のいわゆる「お客様ページ」からダウンロードするなどの方法で取得します。

年末調整手続の電子化について詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」 (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>) をご覧ください。



●ゆりかご

●ダンボール家具

ママたちの声から生まれた
ベビーキッズ用品。
親子で楽しみながら組み立てられる。



●ペットハウス



トウレイシキ
株式会社 東鈴紙器

ダンボールの利点をスピード発信。 小山清新地区

①ダンボール箱を中心とするダンボール製品や、梱包材の製造販売を手がける東鈴紙器を訪ねました。広い工場の各所に大きなダンボールの板が積まれています。様々なマシンや設備によって次々と加工されています。創業者の鈴木貞会長に会社設立の経緯から伺いました。

② 46年前、営業先の社長さんから起業を勧められたのがきっかけです。その会社の社名の一字と、私の名前の一文字をとって『東鈴紙器』という社名もご提案くださったので、喜んで頂戴しました。現在は長男が継いでくれています。

③『東鈴紙器』の名は、マスコミでもよくお見受けします。最近では机用の飛沫防止パーテーションが新聞で紹介されてい

ました。

④ 新型コロナウイルス対策です。三方を囲いますが正面はデスクサイズに合わせてサイズ調整可能です。

⑤ 軽量で組み立て簡単なのもいいですね。災害用ダンボールベッドは、新聞の他にテレビでも取り上げられていましたね。

⑥ 保管時は折りたたむので便利です。トイレもあります。

⑦ 時代のニーズに応えるありがたい商品ですね。一方、家庭向きの商品としては御社のダンボール家具が注目を集めていますが、開発のきっかけを教えてください。

⑧ リーマンショックを乗り切るために練っていた対策の一つとして、グローバル化に伴い海外出張される方向へのダンボー

ル家具などを検討していたのですが、コスト面で話が折れてしまっていました。そんな時にちょうど、女性職員から、子ども用品は、あつという間に使用時期が過ぎてしまう。ダンボール製ならコストも安くて処分も簡単で環境にも優しい。ダンボールの子ども用品はどうかと提案があったんです。

⑨ 反響はいかがですか？

⑩ ベビーベッドとしても使えるゆりかご、ジュニアデスク、タンスなど展開していますが、おかげさまで認知度が上がっています。

⑪ ペットハウスも好評のようですね。

⑫ はい。うちは、お客様から箱づくりを受注して、作らせていただいています。それだけですと、注文がなければ始まり



取締役会長 鈴木貞さん
趣味は釣りとゴルフ。最近では家族全員で行くゴルフが楽しみ



代表取締役社長 鈴木和弥さん
趣味はゴルフ、25年続けてきた剣道は7段の腕前。最近まで剣道クラブで子ども達に指導もしていた。



●ダンボール製飛沫対策用パーテーション
食堂や会議室など色々な場所で使用可能。加工や処分も容易。



●緊急災害ダンボールベッド
1人でも10分くらいで組立可能。
断熱性があり床の冷たさを避けられ、パーソナルスペースも確保。

●ダンボールトイレ



ません。いくつかアイデアを持ってれば、発信する側になることができ、ネット検索で見つけてもらえます。

●ダンボール家具は絵を描いたりできて、子ども達の創造力も育みますね、どこで購入できますか？

●和 当社へご連絡いただくか、ネット販売もありますので、ご利用ください。

●社会問題、環境問題に配慮した製品を取り扱っている他に、御社の強みとなっているのはどんなことですか？

●和 多品種のスピード対応です。かつては月曜日に注文をいただいて金曜日納品が当たり前でしたが、今では、即日ということもあります。

●早いですね。スピード対応の秘訣は何ですか？

●和 原材料のダンボール板の購入から製

品加工までの各工程で、時短のためのノウハウや専用の設備を備えていることです。

●家具も作れるダンボールの素材としての魅力はどんなものですか？

●和 やっぱり加工しやすい所ですね。

●真 そして、温暖化や海洋プラスチック問題が言われる時代にあって、再利用ができる環境に優しい素材です。

●和 さらに丈夫さです。イスの場合、座面は100kgまで耐えられます。

●段ボール家具は家計にも環境にも優しく、なにより紙ならではの温かみを感じます。

●和 ダンボールの利点を、どんどん発信していきたいです。また、地域に貢献したいという気持ちから中学生の職業体験をお引き受けしています。

●生活の身近にある段ボール板をどう

やって加工しているのか勉強になりますね。

●和 他には障害者の方にも働いていただいています。現在1人ですが我々も勉強させていただいています。

●今後の目標を教えてください。

●和 新しい品物のラインナップを毎年出していきたいと思っています。新型コロナウイルスの感染が落ち着いたら、他府県の外注さんを歩き回って意思疎通を図り、ネットワークをしっかりとらせていきたいと思っています。

●会社をより発展させ、社員にも良い思いをしていただければと思います。そのためには健康が大切です。そして、健康は教養、勉強、収入あつてのもの。また、もう一つ整理整頓清潔も大切です。これらのことを忘れずに事業に力を入れていってもらえればと思います。



●エコパッキン
製造過程で出るダンボールの端材を使用した環境配慮型緩衝材



相模原市中央区
小町通2-10-17
TEL / 042-774-0488
FAX / 042-774-0518
MAIL / gyoumu1@
toureishiki.co.jp

ダンボール家具の
ネット通販トーレーシヨップ
<https://www.to-re.net/>

* 相模原法人会からのお知らせ *

女性部会 社会貢献事業活動にご協力をお願いします。

女性部会では、使用済切手・未使用タオルの寄付を募っております。

使用済切手等寄贈活動

皆様からの使用済切手は相模原ボランティア協会（あじさい会館内）へ寄贈しています。寄贈した使用済切手類は分類整理後、収集家によって換金されます。換金した資金は、体の不自由な方、車いすの方の移送サービスをする車・ハンディキャブボランティア号の購入や維持管理等に利用されています。

◎**使用済切手**

切手はどんな切手でも結構です。（普通切手・記念切手等）切手と消印（消印は途中で切らずに）の周りを1cmくらい残して、大きめに切り取ってください。※切手の周りのギザギザや切手自体を切ってしまうと価値がなくなってしまいます。



タオル類寄贈活動

皆様のタオル類は相模原市内の介護老人福祉施設へ寄贈しています。タオル類は施設に入居している方が使用する他に、介護老人福祉施設では、タオル類は常に不足しているため、大変喜ばれています。

◎**フェイスタオル**

◎**バスタオル**

色・形は問いません。手ぬぐい・おしぼりも可。今回に限り、中古タオルは新型コロナウイルス感染症防止の観点からしばらく募集を致しません。

新会員紹介

令和2年8月・9月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 MEP	サービス業(ゴルフスクール)	堀 貴 麿	相模原市中央区宮下1-1-25 3階	小山 清新
TES-AMM JAPAN 株式会社	ITアセットマネジメントサービス	小 沢 国 彦	相模原市中央区宮下1-2-31	小山 清新
株式会社 SUPLEX	スポーツウェア製造販売、web製作	作 地 剛	相模原市中央区相模原2-13-7第2JSビル403	相模原矢部
株式会社 シュウコーポレイション	卸売業(健康食品)	姫 野 大 輔	相模原市南区南台3-13-23	南 台

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
- ◎会員会社でのご利用……………会員料金
- ◎会員以外の方のご利用……………一般料金

※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

※感染症対策を講じてのご利用になります。

本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,500部

発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

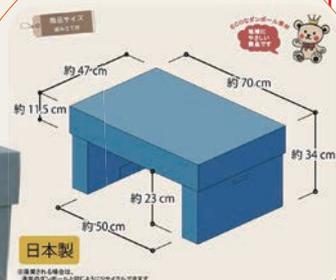
料 金：33,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

読者
プレゼント

リビング学習にピッタリ!
子どもはもちろん、大人も使えるダンボール家具

学習デスク 5名様にプレゼント!



今すぐハガキがFAXで!

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたはハガキでお申込みください。

- ①希望商品名：「学習デスク」
- ②郵便番号 ③ご住所 ④法人名 ⑤お名前 ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

応募締切り令和2年11月30日(月)

組立時間:約30分 対象年齢:6歳~

提供/株式会社東鈴紙器

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。
また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、
タオル等のご寄付、広告の同封、
本誌に関するお問合せやご感想は
こちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

Member recruitment

青年部会員募集



◎入会資格
相模原法人会正会員又は賛助会員
の方で50歳以下の経営者、
またはそれに準ずる方



座談会



租税教室



市内青年団体との情報交換会

◎お問い合わせ・お申込み 公益社団法人相模原法人会事務局 TEL 042-755-3027



新しい仲間たち ふりがな氏名

- ①会社名
- ②業種
- ③支部
- ④座右の銘
- ⑤ひとことPR



ふじい たかお
藤井 崇生

- ①有限会社コタキ
- ②卸売業
- ③中央南支部
- ④人あってこそ自分
- ⑤日本から世界へ中古の建設機械やトラックを輸出しております。今まで地元で活動をする事がなかったので、青年部会を通じ色々な経験が出来ればと思います。よろしく願いいたします。



やぎ たけよし
八木 健芳

- ①有限会社ヤギ・リカーズ
- ②酒販業
- ③相模台地区
- ④為せば成る
- ⑤この度、ご縁があり入会させて頂きました。飲食店専門の酒販業を営んでおります。多角的なアプローチで地域を盛り上げ、相模原の名を世界に轟かせることを夢見て生きている42歳です。



ひしやま かずひと
菱山 和人

- ①株式会社菱和テレホンサービス
- ②通信機器販売・施工業
- ③中央南支部
- ④敵は己の中にあり
- ⑤通信機器の販売・施工・保守を行っております。お客様に合った無理のないシステムのご提案を心がけています。他社様で設置した機器でもご遠慮なくご相談下さい。



ひらた さとし
平田 諭

- ①大同生命保険株式会社相模原営業所
- ②生命保険業
- ③中央南支部
- ④住めば都
- ⑤企業保険のパイオニアとして保険商品だけでなく情報や経営支援サービスでもお役に立てます。経営者大型保障制度の活用が法人会・青年部会の財政基盤強化にもつながります。生命保険をご検討の際は、ぜひご相談を!



しまかげ ゆうじ
島影 裕司

- ①M&Sパートナーズ 島影行政書士事務所
- ②専門士業
- ③賛助会員
- ④誠実感謝
- ⑤建設業許可申請・入札参加申請及び関連するコンサルティングを中心に業務を行っております。諸先輩方の活躍に刺激されて入会させていただきました。宜しく願い致します。